

4 医療情報提供体制の充実

(1) 現状と課題

- 医療機関相互の情報交換や情報収集などのため、患者や医療等に関する情報を速やかに伝達、検索可能であることが必要である。また、県民に対し病院等の選択に必要な情報を提供できる体制の構築が必要である。
- いしかわ診療情報共有ネットワークや医療・薬局機能情報提供システムなどの医療情報システムを整備している。
- 今後とも、医療機関相互の連携や災害・救急時の対応、要介護者等に対する在宅療養支援等のため、医療情報システムの整備や機能充実を図ることが必要である。

- ① 医療機関相互の連携や災害・救急時対応を円滑に行うためには、患者や医療等に関する情報を速やかに伝達、検索することが必要である。また、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行えるよう必要な情報を提供することも必要である。このため、以下の医療情報システム等による医療情報提供体制の整備を図ってきたところである。

<本県の主な医療情報システム>

○いしかわ診療情報共有ネットワーク

病院や診療所が電子カルテとして保管している診療情報について、ITを活用して他の医療機関や介護事業者等と共有することにより、切れ目のない医療等の提供に向けた医療機関相互の連携や医療・介護連携を支援している。

○へき地医療診療支援（静止画像伝送装置の活用）

へき地で診療にあたる医師が、静止画像伝送装置を活用して、患者のレントゲン写真や病理検体画像をへき地医療拠点病院や大学病院の専門医に送信し、適切な助言・指導を受けるなど診療支援を受けている。

○医療・薬局機能情報提供システム

病院、診療所、助産所及び薬局が有する機能に関する情報について、検索機能を有するインターネットシステムで公表することにより、住民や患者による病院等の選択を支援している。

○県民に対する休日当番医情報の提供

ホームページにおいて、一般県民に対する休日当番医情報を提供している。

- ② 県医師会や各地区医師会等においては、新聞広報、電話照会等による在宅当番医情報の提供のほか、それぞれホームページを開設し、会員向けの情報提供や一般県民への在宅当番医や病院・医院マップ等の情報提供を行っている。
- ③ 医療機関相互の連携を進めるためには、電子カルテによる診療に関する情報の共有化・標準化等が求められており、県内医療機関における電子カルテの導入が進んでいる。

※ 県内の電子カルテ導入済医療機関（石川県医療機能基礎調査（H28.10））

病院	53（55.8%）
一般診療所	237（26.8%）
歯科診療所	176（36.1%）
医療機関合計	466（31.7%）

- ④ 今後とも、医療機関相互の連携や災害・救急時の対応、要介護者等に対する在宅療養支援等のため、急速に進歩している情報通信技術を積極的に活用し、医療情報システムの整備や機能充実を図ることが重要である。

（2） 対策

- 大規模災害時における他都道府県との円滑な情報共有のため、国レベルの医療情報システムを活用する。
 - 医療機関相互の連携や、医療・介護の連携強化に向け「いしかわ診療情報共有ネットワーク」の利活用拡大を促進する。
 - 医療・薬局機能情報提供システムの利用促進を図り、県民に対する情報提供の充実や県民からの助言等についての適切な対応に努める。
- ① 大規模災害時における他都道府県との情報共有に向けた医療情報システムの活用
 - ・ 大規模災害時における他都道府県との救護班の受入れや支援等を迅速に行うため、石川県災害・救急医療情報システム及び石川県周産期救急情報システムを見直し、災害医療に関しては国が設置する「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」を活用し、周産期医療に関しては、公益社団法人日本産科婦人科学会が設置する「大規模災害対策情報システム」を活用する。また、救急医療に関しては、医師の宿日直医情報を効率的に共有するための新たなしくみづくりを検討する。
 - ② 医療機関相互の連携等に向けた医療情報システムの活用
 - ・ 医療機関相互の連携や、医療・介護の連携の強化に向け、「いしかわ診療情報共有ネットワーク」の利活用拡大を促進する。
 - ③ 県民等に対する情報提供体制の充実
 - ・ 住民・患者の医療の適切な選択に資するため、医療・薬局機能情報提供システムの利用促進に努める。
 - ・ 住民・患者からの医療機能情報についての質問・相談及びそれに対する助言について、適切に対応するよう努める。